

# 羽曳野市景観計画に基づく届出について

## 《目次》

工作物の定義	1
事前協議（任意）	2
事前協議（義務）	6
景観計画の届出・通知	9
景観計画の届出等を要しない行為	17
行為の完了等の届出	24

平成 26 年 10 月

平成 26 年 12 月改正

羽曳野市都市開発部都市計画課

## 工作物の定義

### 景観条例施行規則(工作物)

第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突(支枠がある場合においては、これを含む。)
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に掲げる電気事業者の保安通信設備用のものを除く。)
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物を掲出し、又は表示するための広告塔、広告板その他の工作物を除く。)
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、垣、柵その他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント
- (8) 自動車車庫の用途に供する工作物
- (9) 石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

### ※注

○煙突…建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

○擁壁、垣、さくなど…建築物に付属するものは建築物にあたります。

○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔など…建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定している遊戯施設と同一のものが該当します。

○コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント…これらに附属する施設で土地に定着するものも含まれます。

○自動車車庫の用途に供する工作物…建築物に該当しない機械式駐車装置などが該当します。

○汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物…「その他の処理施設」には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理施設と1日の処理能力が5t以上のごみ処理施設が該当します。

## 事前協議（任意）

### 景観条例（事前協議）

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議書を提出し、当該届出の内容について協議することができる。

### 景観条例施行規則（事前協議）

第6条 条例第15条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議書（様式第6号）に、別表第1に掲げる図書等を添付して行うものとする。

### 様式第6号（第6条関係）

#### 景観計画区域内における行為の事前協議書

年 月 日

羽曳野市長 様

提出者 住 所

氏 名

㊟

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名）

電 話 番 号

羽曳野市景観条例第15条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について協議するため、羽曳野市景観条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

行為の場所	羽曳野市	
代理者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号
設計者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号
施工者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号
区域の区分	景観計画区域 （景観ゾーン）	<input type="checkbox"/> 歴史的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 自然的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン
	景観形成促進区域	区域
	景観形成重点区域	区域
行為の期間	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転

	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
<input type="checkbox"/> 開発行為	
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他( )
<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採
<input type="checkbox"/> 物件の堆積	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他( )

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を付けてください。  
 2 建築物又は工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に、括弧書で移転前の場所を記入してください。  
 3 裏面の行為の概要書にも記入してください。  
 4 協議書には、羽曳野市景観条例施行規則別表第1に規定する添付書類を添えて提出してください。  
**以下省略**

**景観条例施行規則別表第1(第6条、第7条、第11条関係)**

行為の種類	図書等の種類	明示すべき事項
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の場所
	配置図	ア 建築物の場合 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物等との別、植栽する樹木の位置、種類及び高さ、植栽する芝生の位置、緑地面積及び敷地に対する緑地面積の割合、附属する門及び塀の材料の種別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 イ 工作物の場合 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物等との別、植栽する樹木の位置、種類及び高さ、植栽する芝生の位置、門、塀その他の附属する施設の位置及び材料の種別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若		

しくは模様替 又は色彩の変 更	一階及び基準階 の平面図	建築物の場合 縮尺、方位、主要部分の寸法及び開口部の位置
	屋根伏図	建築物の場合 縮尺、方位、主要部分の寸法、開口部の位置並びに 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、 排煙及び汚物処理の設備並びに煙突、昇降機及び避 雷針(以下「建築設備」という。)の位置
	四面以上の立面 図	縮尺、外観上主要な部分の材料の種別及び色彩並び に開口部、軒及び建築設備の位置及び形状
	主要断面図	建築物の場合 縮尺、屋根の形状及び建築物の高さ
	写真	行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色 彩その他の現況
	写真撮影の位置 図	写真を撮影した位置及び方向
(3) 都市計画 法(昭和43年 法律第100 号)第4条第 12項に規定す る開発行為	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の場所
	設計図又は施行 方法を明らかに する図面	縮尺、方位、行為後の法面、擁壁その他の構造物の 位置、種類及び規模
	写真	行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色 彩その他の現況
	写真撮影の位置 図	写真を撮影した位置及び方向
(4) 土地の開 墾、土石の採 取、鉱物の掘 採その他の土 地の形質の変 更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	設計図又は施行 方法を明らかに する図面	ア 土地の形質の変更の場合 方位、行為後の法面、擁壁その他の構造物の位 置、種類及び規模 イ 木竹の伐採の場合 方位、伐採区域、付近の土地利用状況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ、隣接する 道路の位置及び幅
(5) 木竹の植 栽又は伐採		ウ 物件の堆積の場合 方位、敷地の形状及び寸法 物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ、遮 へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道 路の位置及び幅員
(6) 屋外にお ける土石、廃 棄物(廃棄物 の処理及び清 掃に関する法		

律(昭和 45 年 法 律 第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する 廃 棄 物 を い う。)、再生資 源(資源の有 効な利用の促 進に関する法 律(平成 3 年 法律第 48 号) 第 2 条第 4 項 に規定する再 生 資 源 を い う。)その他の 物件の堆積	現況図	方位、当該行為地及び周辺の土地利用状況 隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	方位、行為後の土地利用計画(鉱物の掘採又は土石等 の採取にあつては、事後措置)及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	写真	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
	写真撮影の位置 図	写真を撮影した位置及び方向

**※注**

- 別途「緑化(植栽)計画図」を作成している場合は、提出してください。
- 壁面緑化や屋上緑化、或いは花壇設置等を行われる場合は、当該計画内容がわかる参考図面等を添付してください。
- 緑地面積については、敷地内において樹木や芝生等により緑化されている面積を示します。

## 事前協議（義務）

### 景観条例（事前協議）第 15 条

- 2 前項の規定による届出のうち、景観制限事項（法第 8 条第 2 項第 2 号の行為の制限に関する事項をいう。）の適用が除外される場合のうち規則で定める場合に該当するものとして届出をしようとするときは、当該届出に先立ち、市長と協議しなければならない。

### 景観条例施行規則（事前協議）第 6 条

- 2 条例第 15 条第 2 項の規則で定める場合は、建築物又は工作物の色彩の制限の適用を除外される場合のうち次のいずれかに掲げる場合とする。
- (1) 地域の魅力向上につながるものと市長が認めるとき
  - (2) 当該建築物又は工作物の機能を維持するためにやむを得ないものと市長が認めるとき
  - (3) 地区計画等において、建築物又は工作物の色彩の制限が定められているとき
- 3 条例第 15 条第 2 項の規定による協議は、景観計画区域内における景観形成事前協議書（様式第 7 号）に、別表第 1 に掲げる図書等を添付して行うものとする。

### 様式第 7 号（第 6 条関係）

#### 景観計画区域内における景観形成事前協議書

年 月 日

羽曳野市長

様

提出者 住 所

氏 名

㊞

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名）

電話番号

羽曳野市景観条例第 15 条第 2 項の規定により、景観計画区域内における行為について協議するため、羽曳野市景観条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

行為の場所	羽曳野市
代理者の住所及び氏名	住所 氏名 電話番号
設計者の住所及び氏名	住所 氏名 電話番号
施工者の住所及び氏名	住所 氏名 電話番号

住所及び氏名			
区域の区分	景観計画区域 (景観ゾーン)	<input type="checkbox"/> 歴史的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 自然的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン	
	景観形成促進区域	区域	
	景観形成重点区域	区域	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を付けてください。  
2 建築物又は工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に、括弧書で移転前の場所を記入してください。  
3 裏面の行為の概要書にも記入してください。  
4 協議書には、羽曳野市景観条例施行規則別表第1に規定する添付書類を添えて提出してください。

#### 行為の概要書

	計画に関わる部分		計画以外の部分		合計
建築物	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	構造・階数	造 階			
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	高さ	m		m	
	仕上材料	屋根		外壁	
	色彩(マンセル値)	屋根		外壁	
	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
	屋上に設置する 建築設備				

工作物		計画に関わる部分	計画以外の部分	合計
	構造			
	築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	施工延長	m	m	m
	高さ	m	m	
	仕上材料			
	色彩（マンセル値）			
	各面のアクセント色の使用面積 （各面の見付面積）	m <sup>2</sup> (                      m <sup>2</sup> )		
	屋上に設置する建築設備			

- 記入要領
- 1 外観の変更の場合は、これに係る部分の面積を、建築物にあつては建築面積欄に、工作物にあつては高さ及び築造面積欄に記入してください。
  - 2 敷地面積、建築面積、延べ面積及び最高の高さについては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に準じて算出した数値を記入してください。
  - 3 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
  - 4 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
  - 5 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。

## 景観計画の届出・通知

景観法（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。（行為の着手の制限）

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

景観法施行令（行為着手の制限の例外となる工事）

第十二条 法第十八条第一項、第六十三条第四項及び第六十六条第四項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

景観法施行規則（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げる図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

**景観条例**(行為の届出等)

第16条 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び第17条に規定する行為に係る法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第5項の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

**景観条例施行規則**(行為の届出等)

第7条 条例第16条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(新規・変更)(様式第8号)に、別表第1に掲げる図書等を添付して正副各2部を提出するものとする。

2 前項の規定は、条例第16条の規定による通知について準用する。この場合において、「景観計画区域内における行為の届出書(新規・変更)(様式第8号)」とあるのは、「景観計画区域内における行為の通知書(新規・変更)(様式第9号)」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項及び前項に規定する添付を要する図書等の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該図書等の一部の添付を省略させることができる。

4 市長は、第1項及び第2項に規定する図書等のほか、必要と認める図書等の提出を求めることができる。

様式第8号(第7条関係)

景観計画区域内における行為の届出書(新規・変更)

年 月 日

羽曳野市長

様

届出者 住所

氏名

**建築主又は築造主**

印

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名)

電話番号

羽曳野市景観条例第16条の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所

羽曳野市

**届出に係る行為が行われる場所の住居表示、地名地番**

代理者の住所及び氏名	住所 氏名	電話	←代理者の方がおられる場合は、委任状の添付が必要です。
設計者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号	
施工者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号	
区域の区分	景観計画区域 (景観ゾーン)	<input type="checkbox"/> 歴史的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 自然的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン	
	景観形成促進区域	区域	
	景観形成重点区域	区域	
行為の期間	着手予定日	←根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事は行為着手制限の例外です。	
	完了予定日		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他( )	
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採	
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他( )	

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を付けてください。  
2 建築物又は工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に、括弧書で移転前の場所を記入してください。  
3 裏面の行為の概要書にも記入してください。  
4 協議書には、羽曳野市景観条例施行規則別表第1に規定する添付書類を添えて提出してください。

行為の概要書

建築物		計画に関わる部分	計画以外の部分	←届出に係る建築物以外の既存の建築物がある場合は、その建築面積及び高さを「計画以外の部分」の欄に記入してください。 届出に係る建築物及び既存の建築物がそれぞれ複数ある場合はすべての建築物について記入し、それぞれの欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上添付してください。
	敷地面積	m <sup>2</sup>		
	構造・階数		造階	
	建築面積	m <sup>2</sup>		
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>		
	延べ面積	m <sup>2</sup>		

	高 　　　　　さ	m	m			
	仕 上 材 料	屋 根		外 壁		
	色 彩 (マ ン セ ル 値)	屋 根		外 壁		
	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
	屋上に設置する 建 築 設 備	電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針他				
工 作 物		計画に関わる 部分	計画以外の部分	合 計		
	構 造					
	築 造 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	外 観 の 変 更 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	施 工 延 長	m	m	m		
	高 　　　　　さ	m	m			
	仕 上 材 料	←工作物を建築物の屋上等に設置する場合、工作物単独の高さは「計画に関わる部分」に記入してください。 また、その際の当該建築物の高さは「計画以外の部分」に記入してください。				
	色 彩 (マ ン セ ル 値)					
	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)				m <sup>2</sup> (	
	屋上に設置する 建 築 設 備					
開 発 行 為	開 発 面 積	m <sup>2</sup>	法面又は擁壁の高さ及び長さ			
土地の形質 の 変 更	施 工 面 積	m <sup>2</sup>	法面又は擁壁の高さ及び長さ	長さ m		
木竹の植栽 又は伐採	施 工 面 積	m <sup>2</sup>	樹 種			
	樹 高	m	数 量	本		
物件の堆積	施 工 面 積	m <sup>2</sup>	遮 へ い 物 の 高 さ 及 び 長 さ	高 　　　　　さ m 長 　　　　　さ m		
	遮 へ い 物 の 種 類		堆 積 高 　　　　　さ	m		

- 記入要領
- 1 外観の変更の場合は、これに係る部分の面積を、建築物にあつては建築面積欄に、工作物にあつては高さ及び築造面積欄に記入してください。
  - 2 敷地面積、建築面積、延べ面積及び最高の高さについては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に準じて算出した数値を記入してください。
  - 3 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
  - 4 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
  - 5 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。

様式第 9 号(第 7 条関係)省略

## ※注

○敷地の一部でも景観計画区域に入っていれば、建築物等を景観計画区域外に建設する場合でも届出が必要となります。

○届出時期について…景観法では、着工の 30 日前までに届出する義務があります(目前に迫っている場合は至急届出していただきます)。景観法上での着工日は、地上部の工事に着手する日ですが、一般的な着工日(基礎工事等への着手日)を届出書に記入しても問題はありません。また、本届出は、確認申請とはリンクしていませんが、確認申請の手続きの終了時までに景観の協議・届出を終えることが望ましいのでご協力をお願いします。

## ○届出の対象となる行為

### ・建築物の場合

- ア 新築…更地に建築物を造ることで、増築、改築及び移転のいずれにも該当しないもの。
- イ 増築…一つの敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(既存建築物のある敷地内に用途上不可分の別棟を建てる場合を含む)。
- ウ 改築…建築物の全部もしくは一部を除却または災害等により滅失した後に、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること。
- エ 移転…同一の敷地内で建築物を移動すること。
- オ 外観の過半(外観が4面あれば、4面全部のうちの過半)を変更することとなる修繕…外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について修繕を行うこと。修繕とは、既存の建築物の部分に対して概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
- カ 外観の過半を変更することとなる模様替…外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について模様替を行うこと。模様替とは、概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような、既存の建築物の部分に対する工事。
- キ 外観の過半の色彩の変更…外壁や屋根などの色彩を過半にわたり変更すること。

### ・工作物の場合

…建築物の場合の上記の態様に相当する行為。建築確認申請(工作物)が必要なもの、かつ、景観法(条例)の届出規模に該当するものについては届出の対象です。

○景観計画区域内における行為の届出書(変更)を提出される場合に添付図書は、設計または施行方法の内容の変更に伴い、その内容が変更されることになる図書のみを添付してください。また、行為変更届は、変更部分の行為に着手する日の 30 日前までに提出しなければなりません。

○届出を受理後、正副に共に「届出書(通知書)」の空欄に収受印を押します。地区計画の届出同様、審査後に審査済印を押してから副本を返却します。

## ○届出における図面等の審査

…受理後に図面等添付書類の内容に不備が無いかをチェックし、不足や不備があった場合は連絡し修正していただきます。

- **立面図(4面)…着色されているか?** パースがあれば可能な限り添付をお願いします。  
…**対応するマンセル記号が記入されているか?** 未記入の場合は、後日連絡し記載をお願いします。

…ゴミ置場等の付帯施設の立面も可能な限り添付をお願いします。

- **基準に適合していない物件について…** 基準への適合のため、改善方法を提示し記録。  
例 色彩基準に合わせる、駐車・駐輪場の修景(配置・植栽・目隠しルーバー等・舗装)、ごみ置場・設備機器(キュービクル等)の修景(配置・目隠し・建物と同一の仕上)など

○**罰則**…景観計画区域において建築行為等をしようとする場合の届出、行為の変更の届出及び行為の完了の届出をしない場合、または、虚偽の届出をした場合、変更命令に従わない場合には、景観法に基づき罰則が科せられることがあります。

### 景観法

第百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者
- 二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- 三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
- 四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
- 五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者
- 六 第二十二條第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により

許可に付された条件に違反した者

七 第二十三条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による  
景観行政団体の長の命令に違反した者

八 第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計  
画の写しを備えて置かなかつた者

第百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法  
人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法  
人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百五条 第二十六条又は第三十四条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者  
は、三十万円以下の過料に処する。

第百六条 第四十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以  
下の過料に処する。

第百七条 第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万  
円以下の過料に処する。

第百八条 第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は  
第七十六条第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の  
罰金に処する旨の規定を設けることができる。

## 景観計画の届出等を要しない行為

### 景観法（届出及び勧告等） 第十六条

- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
  - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた**景観重要公共施設の整備**として行う行為
  - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
  - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の**農用地区域**（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する**開発行為**
  - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
  - 八 第六十一条第一項の**景観地区**（次号において「景観地区」という。）内で行う**建築物の建築等**
  - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
  - 十 **地区計画等**（都市計画法第四条第九項に規定する**地区計画等**をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する**地区整備計画**をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する**特定建築物地区整備計画**をいう。第七十六条第一項において同じ。）、**防災街区整備地区整備計画**（同法第三十二条第二項第二号に規定する**防災街区整備地区整備計画**をいう。第七十六条第一項において同じ。）、**歴史的風致維持向上地区整備計画**（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する**歴史的風致維持向上地区整備計画**をいう。第七十六条第一項に

において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

景観法施行令(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他こ

れら類する工作物の建設等

(3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

（届出を要しないその他の行為）

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三 **文化財保護法**（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第百二十五条第一項の**許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為**、同法第百六十七条第一項の**通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第百六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令**（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の**許可若しくは同条第五項の協議に係る行為**

四 **屋外広告物法**（昭和二十四年法律第百八十九号）第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する**屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置**

**景観条例**(届出を要しない行為)

第 18 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為であって、規則で定める規模のもの
- (2) 他の法令に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等であって、規則で定めるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(法第 16 条第 7 項第 1 号に掲げる行為を除く。)であって、規則で定めるもの
- (4) 前条各号に掲げる行為であって、規則で定める規模のもの

**景観条例施行規則**(届出を要しない行為)

第 8 条 条例第 18 条第 1 号の規則で定める規模は、次に掲げる規模とする。

- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める行為については、別表第 2 に掲げる区域の区分に応じ、同表に掲げる行為の種類について同表に掲げる規模
- (2) 法第 16 条第 1 項第 3 号に定める行為については、別表第 3 に掲げる区域の区分に応じ、同表に掲げる規模

2 条例第 18 条第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる建築物の建築等及び工作物の建設等(以下この項において「建築等行為」という。)とする。

- (1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 168 条第 2 項の同意を得て行う建築等行為若しくは同法第 182 条第 2 項の規定に基づき指定した文化財の保存のための羽曳野市文化財保護条例(平成 6 年羽曳野市条例第 4 号)の規定による許可を受け、届出をし、協議をし、通知をし、その他必要な行為をして行う建築等行為又は文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号)第 4 条第 6 項後段の規定による通知をして行う建築等行為
- (2) 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 24 条第 1 項若しくは第 55 条第 1 項の許可を受けて行う建築等行為又は同条例第 19 条第 1 項若しくは第 40 条第 1 項の規定による届出をして行う建築等行為
- (3) 羽曳野市文化財保護条例第 16 条第 1 項の許可を受けて行う建築等行為

3 条例第 18 条第 3 号の規則で定めるものは、仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等とする。

4 条例第 18 条第 4 号の規則で定める規模は、別表第 4 に掲げる区域の区分に応じ、同表に掲げる行為について同表に掲げる規模とする。

景観条例施行規則別表第2(第8条関係)

区域	行為の種類	規模
景観形成促進区域(大規模古墳景観形成促進区域を除く。)	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15メートル以下であり、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下
	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15メートル以下
	擁壁、垣、柵、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15メートル以下であり、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下
景観形成重点区域	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	なし
	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシ	建築確認申請を要しない規模

	<p>ヤープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	
	<p>垣、柵その他これらに類する工作物等の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>高さが 2 メートル以下</p>
<p>上記以外 の区域</p>	<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>高さが 20 メートル以下であり、かつ、建築面積が 2,000 平方メートル以下</p>
	<p>煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>高さが 20 メートル以下</p>
	<p>擁壁、垣、柵、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>高さが 20 メートル以下であり、かつ、築造面積が 2,000 平方メートル以下</p>

景観条例施行規則別表第3(第8条関係)

区域	規模
景観形成促進区域(大規模古墳景観形成促進区域を除く。)	開発区域の面積が500平方メートル未満
景観形成重点区域	開発区域の面積が500平方メートル未満
上記以外の区域	すべての規模

景観条例施行規則別表第4(第8条関係)

区域	行為	規模
景観形成促進区域(大規模古墳景観形成促進区域を除く。)	政令第4条第1号に掲げる行為	当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル未満
	政令第4条第2号に掲げる行為	当該行為に係る部分の面積が1ヘクタール以下
	政令第4条第4号に掲げる行為	当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル未満
景観形成重点区域	政令第4条第1号に掲げる行為	当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル未満
	政令第4条第2号に掲げる行為	当該行為に係る部分の面積が1ヘクタール以下
	政令第4条第4号に掲げる行為	当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル未満
上記以外の区域	政令第4条第1号に掲げる行為	すべての規模
	政令第4条第2号に掲げる行為	すべての規模
	政令第4条第4号に掲げる行為	すべての規模

## 行為の完了等の届出

### 景観条例 (行為の完了等の届出)

第 24 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第 16 条第 5 項の規定による通知を要する行為について準用する。

### 景観条例施行規則 (行為の完了等の届出)

第 9 条 条例第 24 条第 1 項の規定による行為の完了又は中止の届出は、景観計画区域内における行為の(完了・中止)届出書(様式第 10 号)に、届出に係る行為が完了した後又は中止した後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面を添付して提出するものとする。

2 条例第 24 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の通知は、景観計画区域内における行為の(完了・中止)通知書(様式第 11 号)に、通知に係る行為が完了した後又は中止した後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面を添付して提出するものとする。

### 様式第 10 号(第 9 条関係)

#### 景観計画区域内における行為の(完了・中止)届出書

年 月 日

羽曳野市長

様

届出者 住 所

氏 名

④

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名)

電話番号

景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為を(完了・中止)したので、羽曳野市景観条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 号
行為の場所	羽曳野市
行為の完了・中止 年 月 日	年 月 日

代理者の住所及び氏名 (連絡者)	住所 氏名	電話番号
区域の区分	景観計画区域 (景観ゾーン)	<input type="checkbox"/> 歴史的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 自然的景観ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン
	景観形成促進区域	区域
	景観形成重点区域	区域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為	
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他( )
行為を中止した場合は理由		

記入要領 1 該当する項目の□にレ印を付けてください。

- 2 完了した後又は中止した後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面を添付してください。

様式第11号(第9条関係)省略